

# 儀礼交際費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）と直接関連する慶事、弔慰、見舞い等儀礼交際に関する基準を定めるものである。

(儀礼交際の範囲)

第2条 儀礼交際費を支出できる対象および項目等は、別表に掲げる範囲内とする。

2 別表に当てはまらないものについては、執行役員会でその都度定める。

(支出金額の基準)

第3条 支出金額は、1件につき1万円以内とする。

(経費の支出)

第4条 経費の支払いは、支払い証明書をもって行い、会長決済で処理する。(経費の支出は、資金前渡により処理する)

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

支出対象者		支出項目	慶事	弔慰	見舞い
大分県作業療法協会	名誉会員		本人	本人	本人
大分県作業療法協会	賛助会員代表者		本人	本人	本人
関係官庁（県）	課長以上		本人	本人	本人
関係団体	代表者		本人	本人	本人